

令和元年 11月25日

販売事業者 各位

(一社)山梨県LPガス協会



### やまなし消費者志向経営セミナーについて

平素は当会に対しご指導とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

首題のセミナーについて、山梨県県民生活センターより周知依頼がありました。

つきましては、別紙セミナーチラシを参照いただき、受講をご希望の方は参加申込票をご記入の上、山梨県県民生活センターまでFAXにてお申込みください。

# これって不当表示?

## 景品表示法を学ぶ

〇〇限定

有利誤認

二重価格

公正競争  
規約

原産国  
表示

お得!

措置命令

今だけ!

講義1 (90分) 13:05~14:35

景品表示法について



講師 消費者庁  
表示対策課職員

講義2 (75分) 14:45~16:00

景品表示法について  
~JAROに寄せられる相談事例より~

講師 公益社団法人日本広告審査  
機構(JARO)職員

開催日時

令和元年**12月4日**水  
13:00~16:00(受付 12:30~13:00)

参加  
無料

開催場所

山梨県立文学館 講堂(定員400名)  
甲府市貢川1-5-35

※駐車場は県立美術館県立文学館第3駐車場を御利用ください。

申込み・お問い合わせ先

山梨県県民生活センター

電話: 055-223-1571 FAX: 055-223-1368

※裏面の申込用紙に必要事項を記入の上、FAXにて送信してください。



申込締切日

令和元年**11月29日**金

11月29日(金)までにFAXにてお申し込みください(送付状は不要です)

山梨県県民生活センター 行 FAX:055-223-1368

# やまなし消費者志向経営セミナー 参加申込票

申込日 令和元年 月 日

出席者名	
氏名	
氏名	
氏名	
氏名	
氏名	
事業所・団体名等	
区分	事業者(業種: ) 消費者 行政職員
所在地等	〒
	電話: FAX:

不当な顧客誘引を防止するため、不当表示や過大な景品類の提供は、**不当景品類及び不当表示防止法(いわゆる「景品表示法」)**によって規制されています。**実際よりもよく見せかける表示や過大な景品類の提供などが行われることにより、消費者が不利益を被るおそれがあるためです。**

消費者庁における平成30年度の景品表示法に基づく措置命令件数は46件でした。

また、平成28年4月に施行された改正景品表示法では、**課徴金制度が導入**されました。

平成30年度の**課徴金納付命令は20件で、総額5億801万円もの納付が命じられました。**

今回のセミナーでは、消費者庁における実際の事例やJAROに寄せられた相談事例から、**景品表示法についてわかりやすく説明**します。**自社製品のPRのつもりが不当表示となり、措置命令、課徴金納付命令とならないよう、景品表示法の基本をしっかりと学びましょう。**